

## 第4章 健康安全の確保

### 第1 感染症予防

平常時の感染症発生動向調査、感染症発生時の防疫措置、各種予防接種等を実施し、感染症の予防に努めている。

#### 1 防疫・給付

##### (1) 感染症発生状況

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に基づき、区内医療機関等からの感染症の届出に対し、感染症の発生情報を正確に把握・分析し、感染症患者に対し、入院勧告・患者の移送・消毒等の必要な措置を講じ、更に患者家族及び関係者に対し検査や保健指導を実施し、感染症のまん延防止に努めている。

##### 感染症の発生状況

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
一類感染症		-	-	-	-	-
二 類 感 染 症	急性灰白髄炎（ポリオ）	-	-	-	-	-
	結核	46	38	46	48	39
	ジフテリア	-	-	-	-	-
	重症急性呼吸器症候群	-	-	-	-	-
	中東呼吸器症候群	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ（H5N1）	-	-	-	-	-
	鳥インフルエンザ（H7N9）	-	-	-	-	-
合 計		46	38	46	48	39
三 類 感 染 症	コレラ	1(-)	-	-	-	-
	細菌性赤痢	3(-)	4(3)	3(-)	-	-
	腸管出血性大腸菌感染症	11(8)	15(6)	16(3)	5(3)	9(6)
	腸チフス	-	3(2)	-	-	-
	パラチフス	2(-)	2(1)	-	-	-
合 計		17(8)	24(12)	19(3)	5(3)	9(6)
新型コロナウイルス感染症		-	-	4	4,650(4,219)	22,185(18,996)

(注) ア. 一類感染症は、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱の疾病である。

イ. 重症急性呼吸器症候群とは、病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。

ウ. 中東呼吸器症候群とは、病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。

エ. 結核の数字は、全数区民である。

オ. 結核以外の表中の数字は、医療機関から届出があった患者の総数である。また、表中（）内の数字は、居住実態のある区民である。ただし、新型コロナウイルス感染症の（）内の数字は、区内に所在がある者である。

カ. 令和元年度の新型コロナウイルス感染症の数字は、チャーター機帰国者及びクルーズ船乗船客等を除く全数区民である。

##### (2) 新型コロナウイルス感染症検査センター実績

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
帰国者・接触者外来	193	1,750	2,323
第一 PCR 検査センター	-	1,761	2,326
第二 PCR 検査センター	-	90	7
第三 PCR 検査センター	-	283	189
第四 PCR 検査センター	-	77	3
地域外来・検査センター	-	78	5
文京保健所 PCR 検査センター	-	906	1,988
合 計	193	4,945	6,841

(注) ア. 帰国者・接触者外来については国立科学研究センター、東京都健康安全研究センター、区内クリニック等による。

イ. 保険診療による検査を原則含まない。

(3) 新型コロナウイルス感染症移送件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
陽性者の移送件数	4	726	1,054

- (注) ア. 保健所車両及び民間救急にて移送した件数  
イ. 宿泊療養については都の専用車両によるため、本件数には含まない。

(4) 新型コロナウイルス感染症相談件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
帰国者・接触者相談	766	6,537	4,270
一般相談	581	3,411	3,000

(5) 新型コロナウイルス感染症患者給付件数

	社保	国保	後期高齢
令和2年度	743	317	307
令和3年度	863	411	314

- (注) 勧告により入院した患者からの申請に基づき公費決定をした件数

(6) 感染症予防啓発事業

	令和2年度	令和3年度
知っておきたい感染症予防豆知識（企画展）	-	315（6月）
	375（12月）	502（12月）
出前講座	1	1

- (注) ア. 企画展については、新型コロナウイルス感染症の区内発生状況や検査状況、蚊媒介感染症、予防接種事業について紹介。  
令和2年6月開催は緊急事態宣言中のためホームページにて資料紹介のみ実施。12月はエイズ展との同時開催。（令和2年度開始）  
イ. 出前講座については区内女性団体及び区民向けに実施。

## 2 協議会・検討会

(1) 感染症診査協議会（感染症部会）

感染症法は、感染症患者の人権に配慮した各般の規程を設けるとともに、感染症診査協議会の設置を規定した。感染症診査協議会は、区内で発生した一類又は二類感染症等のまん延を防止するための就業制限、入院期間の延長について保健所長の諮問に応じて審議する。なお、感染症法第7条により準用される指定感染症についても同様に審議する。

(2) 新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議

新型インフルエンザ等感染症発生時のまん延防止対策及び医療体制等を協議するとともに、関係機関間の連携体制を構築するために、文京区新型インフルエンザ等感染症医療体制検討会議を開催する。

委員：各医師会、各歯科医師会、薬剤師会、区内感染症診療協力医療機関、区内感染症入院医療機関、区内救急医療機関、警察署、消防署及び保健所長

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、検討会議を実施しなかった。

## 3 予防接種

予防接種には、予防接種法により対象疾病、対象者及び接種期間が定められている「定期接種」と、予防接種法に定めおらず、本人等の希望により受ける「任意予防接種」があり、区内医師会等への予防接種委託にて実施している。

また、予防接種法附則第7条の特例規定に基づき、同法第6条第1項の臨時に行う予防接種として、新型コロナワクチン接種を区の集団接種会場及び個別医療機関等で実施している。

## (1) 定期予防接種

## ア 子ども

## 予防接種実施件数

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
B 型肝炎	第 1 回	2,067	2,063	1,988	1,885	1,860
	第 2 回	2,042	2,058	2,014	1,900	1,819
	第 3 回	2,069	1,925	2,067	1,907	1,780
ロタウイルス (1 価)	第 1 回				578	1,377
	第 2 回				494	1,328
ロタウイルス (5 価)	第 1 回				212	478
	第 2 回				184	487
	第 3 回				153	470
Hib (インフルエンザ菌 b 型)	第 1 回	2,072	2,055	1,995	1,914	1,877
	第 2 回	2,038	2,050	2,006	1,934	1,832
	第 3 回	2,029	2,050	1,993	1,961	1,840
	追 加	2,003	1,936	1,996	2,026	1,897
小児用肺炎球菌	第 1 回	2,076	2,067	1,999	1,891	1,874
	第 2 回	2,043	2,062	2,018	1,893	1,837
	第 3 回	2,033	2,064	2,030	1,906	1,841
	追 加	2,009	1,963	2,044	1,980	1,885
DPT (三種混合)	第 1 回	-	1	-	-	1
	第 2 回	-	1	1	-	1
	第 3 回	-	2	1	-	1
	追 加	-	1	2	-	-
DPT-I PV (四種混合)	第 1 回	2,032	2,056	2,024	1,911	1,835
	第 2 回	2,040	2,058	2,026	1,929	1,831
	第 3 回	2,043	2,021	2,054	1,938	1,815
	追 加	1,983	2,022	2,120	2,131	1,868
DT (二種混合)	第 2 期	995	1,187	1,177	1,283	1,283
急性灰白髄炎 (ポリオ)	第 1 回	-	-	-	-	1
	第 2 回	5	-	-	-	1
	第 3 回	9	6	1	-	1
	追 加	49	48	10	-	8
BCG		2,052	2,027	2,055	1,698	1,698
MR (麻疹・風しん)	第 1 期	2,062	1,965	2,050	1,921	1,900
	第 2 期	1,654	1,776	1,884	1,959	1,967
水痘 (みずぼうそう)	第 1 回	2,062	1,966	2,051	1,952	1,892
	第 2 回	1,874	1,993	1,871	2,057	1,822
日本脳炎第 1 期	第 1 回	2,572	2,928	3,262	2,763	1,831
	第 2 回	2,546	2,896	3,267	2,903	1,836
	追 加	2,285	2,739	2,741	2,938	1,138
日本脳炎第 2 期		1,253	1,823	1,792	996	996
ヒトパピローマウイルス感染症 (HPV ワクチン)	第 1 回	11	39	84	289	404
	第 2 回	7	34	63	174	419
	第 3 回	4	19	38	90	348

(注 1) 対象年齢は次のとおり

B 型肝炎・・・生後 1 歳に至るまでの間にある者

ロタウイルス：ロタリックス (1 価)・・・生後 6 週 0 日後～24 週 0 日後までの間にあるもの

ロタウイルス：ロタテック (5 価)・・・生後 6 週 0 日後～32 週 0 日後までの間にあるもの

Hib・・・生後 2 か月～60 か月に至るまでの間にある者

小児用肺炎球菌・・・生後 2 か月～60 か月に至るまでの間にある者

DPT、急性灰白髄炎、DPT-I PV・・・生後 3 か月～90 か月に至るまでの間にある者

D T・・・11 歳～13 歳未満

BCG・・・生後 1 歳に至るまでの間にある者

MR 第 1 期・・・生後 12 か月～24 か月に至るまでの間にある者

MR 第 2 期・・・5 歳以上 7 歳未満の小学校就学前の 1 年間

水痘・・・生後 12 か月～36 か月に至るまでの間にある者

日本脳炎第 1 期・・・生後 6 か月～90 か月に至るまでの間にある者

※平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日生まれの者は、9 歳～13 歳未満も対象

日本脳炎第 2 期・・・9 歳～13 歳未満

※平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれの者は、第 1 期及び第 2 期について 20 歳未満まで対象

ヒトパピローマウイルス感染症・・・小学 6 年生～高校 1 年生に相当する年齢の女子

(注 2) 定期予防接種制度の変遷

平成 28 年 10 月 B 型肝炎が定期接種化/令和 2 年 10 月 1 日 ロタウイルスが定期接種化

イ 成人

- ・風しん第5期定期予防接種（平成31年2月より定期接種化）  
対象年齢・・・昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

	助成額	助成回数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
検査者数	全額	1	4,534	1,045	987
接種者数	全額	1	873	204	219

(注) 抗体検査：任意助成事業

ウ 高齢者

- ・高齢者インフルエンザ予防接種  
対象年齢・・・65歳以上

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
接種者数	18,903	19,738	20,860	25,270	24,159
対象者数	43,317	43,548	43,698	44,017	44,206

(期間：各年度10月1日～1月31日)

- ・高齢者用肺炎球菌予防接種  
対象年齢・・・65歳（平成26～令和5年度の経過措置65・70・75・80・85・90・95・100歳）  
※令和元年度は101歳以上も対象

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
接種者数	3,040	2,708	1,268	1,318	1,447

(2) 任意予防接種

ア 子ども

平成22年度より任意予防接種の費用助成を実施している。

予防接種実施件数

	助成額	助成回数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	3,000	1	2,113	2,129	2,307	2,170	1,910
MR（麻しん・風しん）接種もれ	全額	1	92	121	63	61	33
子どもインフルエンザ※	2,000	(注)			28,642	31,957	26,149

※ 子どもインフルエンザ・・・令和元年10月事業開始（実施期間：10月1日～1月31日）

(注) 対象年齢（期間）は次のとおり

- 流行性耳下腺炎・・・生後12か月～小学校就学前
- MR1期接種もれ・・・生後24か月～MR2期接種期間初日の前日まで
- MR2期接種もれ・・・MR2期接種期間最終日の翌日～小学生でMR2期定期予防接種もれの者
- MR2回目接種もれ・・・中学生以上20歳未満でMR2・3・4期定期予防接種もれの者
- 子どもインフルエンザ・・・生後6か月以上13歳未満 接種回数：2回/年度  
13歳以上15歳未満 接種回数：1回/年度

イ 成人

- ・先天性風しん症候群対策 抗体検査・予防接種  
対象者：接種日に20歳以上で、次のいずれかに該当の者  
①妊娠を予定又は希望している女性  
②妊娠を予定又は希望している女性と同居の者  
③妊婦と同居の者

	助成額	助成回数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
検査者数	全額	1	732	3,038	1,423	858	770
接種者数(MR・風しん)	全額	1	347	1,185	698	443	454

- ・成人男性風しん対策 抗体検査・予防接種

(令和元年6月事業開始、令和2年3月事業終了)

対象者：30歳以上60歳未満の男性で、風しん第5期定期予防接種の対象者  
(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までの間に生まれた者)を除く。

	助成額	助成回数	令和元年度	令和2年度
検査者数	全額	1	125	1,065
接種者数(MR)	全額	1	35	188

- ・0歳児麻疹対策 抗体検査・予防接種(令和元年10月事業開始)

対象者：20歳以上の方で0歳児と同居の者

	助成額	助成回数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
検査者数	全額	1	49	177	143
接種者数(MR・麻疹)	全額	1	31	90	91

#### ウ 高齢者

- ・高齢者用肺炎球菌

対象者：75歳以上(助成は生涯1回、定期接種対象者及び定期接種を受けたことがある者は除く。)

	自己負担額	助成回数	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
高齢者用肺炎球菌	4,000	1	326	227	150	183	58

- ・带状疱疹(令和元年10月事業開始)

対象者：65歳以上

	自己負担額	助成回数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
带状疱疹	4,000	1	241	186	572

### (3) 臨時予防接種(新型コロナウイルス感染症)

#### ア 接種者数(令和4年3月31日時点)

##### 【初回接種】

区分	接種 対象者数 ※	接種者数			
		1回目		2回目	
		人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
高齢者(65歳以上)	43,633	40,333	92.4	40,183	92.1
上記以外(12～64歳)	158,593	134,340	84.7	132,757	83.7
合計	202,226	174,673	86.4	172,940	85.5

##### 【追加接種】

区分	接種 対象者数 ※	接種者数	
		3回目	
		人数	割合 (%)
高齢者(65歳以上)	43,633	36,700	84.1
上記以外(18～64歳)	148,985	74,620	50.1
合計	192,618	111,320	57.8

※ 接種対象者数は、令和4年1月1日現在の人口統計資料「年齢(各歳)別及び男女別人口(住民基本台帳)」を参考値とする。

※ 上記表内の対象者以外に、小児(5～11歳)に対して初回接種を実施。

イ 接種証明書交付件数（令和4年3月31日時点）

交付方法	7月	8月	9月	10月	11月	12月 ※	12月	1月	2月	3月		
アプリ							8,723	4,624	4,209	4,712		
紙	紙（計）							157	365	464	792	
	海外用	343	1,070	838	660	747	248	122	299	440	766	
	国内用							35	66	24	26	交付総計
小計	343	1,070	838	660	747	248	8,880	4,989	4,673	5,504	27,952	

※ 令和3年12月20日まで海外渡航用のみ交付

4 エイズ（後天性免疫不全症候群）予防

(1) 検査及び相談

「文京区AIDS対策委員会」を設置し、「保健所AIDS相談・検査業務実施要領」・「AIDS相談マニュアル」を定め、保健サービスセンターで電話・来所相談・抗体検査を実施している。また、HIV抗体検査受診者に対して希望に応じ梅毒、性器クラミジア感染症の2疾病の匿名・無料のスクリーニング検査を実施している。なお、梅毒だけの検査については、健康相談（有料）でも実施している。

電話相談・来所相談・抗体検査数

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	電話相談	来所相談	抗体検査
合計	総数	793	773	840	530	548	3	341	204
	男	505	558	575	348	350	1	217	132
	女	288	218	265	182	198	2	124	72
予防 対策課	総数	2	-	-	-	-	-	-	-
	男	1	-	-	-	-	-	-	-
	女	1	-	-	-	-	-	-	-
保健SC	総数	791	773	840	530	548	3	341	204
	男	504	558	575	348	350	1	217	132
	女	287	215	265	182	198	2	124	72

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年5・6月、令和4年2・3月の事業（抗体検査）中止。

梅毒・性器クラミジア感染症検査数

梅毒

保健SC	区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	男	女
	検査者数	238	212	256	164	176	116	60
	陽性者数	5	1	2	3	3	3	-

性器クラミジア感染症

保健SC	区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	男	女
	検査者数	222	204	242	155	158	101	57
	陽性者数	8	10	12	8	12	4	8

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年5・6月、令和4年2・3月の事業中止。

(2) 健康教育

エイズ予防のため、毎年エイズ予防月間に合わせてレッドリボン展を開催し、啓発活動を行っている。

また、区内小中学校・都立高校からの要望に応じて、生徒、養護教諭、保護者等に対してエイズ予防に係る出前講座を実施している。

レッドリボン展

	テーマ	参加者数
平成 29 年度	UPDATE！ エイズのイメージを変えよう	370
平成 30 年度	UPDATE！ エイズ治療のこと HIV 検査のこと	369
令和元年度	UPDATE！ 話そう、HIV/エイズのとなりで～検査・治療・支援～	365
令和 2 年度	知ってる！？HIV とエイズの違い	375
令和 3 年度	レッドリボン 30 周年～Think Together Again～	502

出前講座

	対象	回数	参加者数
平成 29 年度	学校保健関係者	2	129
平成 30 年度	学校保健関係者	2	125
令和元年度	学校保健関係者	1	45
令和 2 年度			
令和 3 年度			

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2・3 年度の講座休止。

## 第2 結核予防

結核健康診断をはじめ、予防接種、治療の促進、患者管理など四つの柱を立てて結核の予防と早期発見、早期治療を促進し、結核の撲滅に努めている。

### 1 結核健康診断・予防接種

結核が感染症であることから、その予防と早期発見は極めて重要な課題となっている。

この対策として定期結核健康診断及び予防接種のほか、定期外その他の健康診断を保健サービスセンター及び委託医療機関で実施している。

結核健康診断・予防接種実施件数

		定期		定期外		その他	
		乳児	(住民健診等) その他	患者家族健診	接触者健診	管理健診	健康相談
平成29年度	B C G 接種者数	2,052	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	16,981	8	107	30	160
	かくたん検査数	-	-	-	-	-	-
	I G R A 検査数	-	-	39	271	-	-
	ツ反検査数	-	-	1	-	-	-
	発見患者数	-	-	-	-	-	-
平成30年度	B C G 接種者数	2,027	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	17,512	10	58	39	189
	かくたん検査数	-	-	-	-	-	-
	I G R A 検査数	-	-	19	165	-	-
	ツ反検査数	-	-	-	-	-	-
	発見患者数	-	-	-	-	-	-
令和元年度	B C G 接種者数	2,055	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	17,315	5	43	24	225
	かくたん検査数	-	-	-	-	1	-
	I G R A 検査数	-	-	50	186	-	-
	ツ反検査数	-	-	2	-	-	-
	発見患者数	-	-	-	-	-	-
令和2年度	B C G 接種者数	1,939	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	16,020	19	32	24	83
	かくたん検査数	-	-	-	-	-	-
	I G R A 検査数	-	-	23	90	-	-
	ツ反検査数	-	-	6	-	-	-
	発見患者数	-	-	-	-	-	-
令和3年度	B C G 接種者数	1,698	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	21,192	30	63	5	42
	かくたん検査数	-	-	1	1	1	-
	I G R A 検査数	-	-	17	41	-	-
	ツ反検査数	-	-	-	-	-	-
	発見患者数	-	-	-	-	-	-

		定期		定期外		その他	
		乳児	その他 (住民健診等)	患者家族健診	接触者健診	管理検診	健康相談
予防対策課	B C G 接種者数	1,698	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	-	-	-	1	-
	かくたん検査数	-	-	-	-	-	-
	I G R A 検査数	-	-	-	-	-	-
	ツ反検査数	-	-	-	-	-	-
保健サービスセンター	発見患者数	-	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	-	-	-	-	42
医療機関委託	発見患者数	-	-	-	-	-	-
	直接撮影者数	-	21,192	30	63	5	-
	かくたん検査数	-	-	1	1	1	-
	I G R A 検査数	-	-	17	41	-	-
	ツ反検査数	-	-	-	-	-	-
発見患者数	-	-	-	-	-	-	

(注) 表の対象の説明

乳児…1歳未満の児、その他…一般住民（事業所及び学校、施設等集団施設の者を除く）、患者家族…患者の家族及び同居者、接触者…結核を感染させる可能性がある患者と同じ空間を共有していた者、管理検診…結核医療の必要がないと認められてから3年以内の者、その他、再発のおそれがある者、健康相談…保健サービスセンターの一般利用者。発見患者数には潜在性結核感染症は含まない。

## 2 感染症診査協議会（結核部会）

結核は通常長期の治療を要する感染症で、その治療の負担を軽減するため医療費の公費負担を行い、患者が治療を継続できるような制度を設けている。

この公費負担については、申請に基づきその医療内容の適、不適につき、結核部会の意見を聞いて保健所長が決定することになっている。

なお、この申請は感染症法第37条の2による一般患者のものと、同法第37条による入院患者のものとの2種類がある。

		平成	平成	令和	令和	令和	被用者保険		国保	後期	生保	その他
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	本人	家族				
		総数	総数	総数	総数	総数						
37条 の2	申請数	65	44	72	67	56	19	4	17	14	1	1
	合格数	65	44	72	67	56	19	4	17	14	1	1
	公費負担承認数	65	44	72	67	56	19	4	17	14	1	1
37条	申請数	38	29	28	34	17	4	-	2	11	-	-
	合格数	38	29	28	34	17	4	-	2	11	-	-
	公費負担承認数	38	29	28	34	17	4	-	2	11	-	-

### 3 登録患者管理

発見された結核患者を適正な医療と正しい療養生活によって、一日も早く社会復帰ができるよう指導するとともに、周囲への感染防止を図っている。

#### 結核・新規登録患者数

	総数			肺結核活動性									肺外結核活動性			潜在性結核感染症 (別掲)	非定型抗酸菌症 (別掲)
				喀痰塗抹陽性			その他の結核菌陽性			菌陰性その他							
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女		
平成29年	36	24	12	13	10	3	9	8	1	7	3	4	7	3	4	13	1
平成30年	19	10	9	7	4	3	7	2	5	3	3	-	2	1	1	13	-
令和元年	32	21	11	10	9	1	15	9	6	2	-	2	5	3	2	20	4
令和2年	22	9	13	9	4	5	5	2	3	-	-	-	8	3	5	21	3
令和3年	22	12	10	8	6	2	8	4	4	3	2	1	3	0	3	23	2
0～4歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5～9歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10～14歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19歳	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	4	2	2	1	-	1	2	2	-	1	-	1	-	-	-	6	-
30～39歳	3	2	1	-	-	-	1	1	-	1	1	-	1	-	1	6	-
40～49歳	2	2	-	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	3	1
50～59歳	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-
60～69歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-
70歳以上	11	4	7	5	4	1	4	-	4	-	-	-	2	-	2	4	1

(各年1月1日～12月31日)

#### 結核・年末登録患者数

	総数			肺結核活動性									肺外結核活動性			不活動性結核			活動性不明			潜在性結核感染症 (別掲)	非定型抗酸菌症 (別掲)	
				登録時 喀痰塗抹 陽性			登録時 その他の 結核菌陽性			登録時 菌陰性 その他														
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女			
平成29年	85	51	34	9	7	2	6	4	2	3	1	2	5	3	2	61	35	26	1	1	-	31	1	
平成30年	71	43	28	4	2	2	7	2	5	-	-	-	-	-	-	47	31	16	13	8	5	18	-	
令和元年	60	35	25	7	6	1	9	5	4	1	-	1	4	2	2	32	17	15	7	5	2	26	1	
令和2年	60	30	30	6	3	3	3	1	2	-	-	-	6	3	3	37	18	19	8	5	3	29	1	
令和3年	51	28	23	6	4	2	1	-	1	1	1	-	2	-	2	37	22	15	4	1	3	26	-	
0～4歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5～9歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10～14歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15～19歳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20～29歳	6	3	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	2	-	-	-	6	-	
30～39歳	10	4	6	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	7	3	4	1	-	1	7	-	
40～49歳	6	4	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3	2	-	-	-	2	-	
50～59歳	5	4	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	3	3	-	1	-	1	3	-	
60～69歳	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	-	3	-	
70歳以上	22	12	10	3	2	1	1	-	1	-	-	-	1	-	1	15	9	6	2	1	1	5	-	

(各年12月31日現在)

### 第3 食品衛生

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民が健康で快適な食生活を過ごすために、食品関係取扱施設等への以下の事業を実施した。

- 1 食品衛生法及び食品製造業等取締条例等に基づき飲食店、食品製造施設、食品販売施設等の許認可事務を行うとともに、令和3年度文京区食品衛生監視指導計画に基づき、これらの施設の衛生状態や食品の取扱い状況について監視指導を行った。
- 2 不正な添加物使用や残留農薬等の違反食品に対応するため、関係機関と連携し流通食品の監視指導を行った。また、違反食品や不衛生な食品の製造・販売を防ぐため、区内に流通する食品の収去検査を行い、検査結果に基づいて食品関係事業者の指導を行った。
- 3 ノロウイルスをはじめとする食中毒対策として食品関係事業者の自主管理の推進を図るため、集団給食施設等の一斉監視指導及び食品衛生実務講習会を行った。
- 4 生食用牛肉の規格基準の改正、牛肝臓及び豚肉(内臓を含む)の生食用としての提供及び販売が禁止されたことによる牛豚以外や家禽類の食肉及び内臓の生食提供施設について監視指導を行った。また、野生動物等捕獲肉(ジビエ)の提供に関して取扱施設に対する監視指導を行った。
- 5 食物アレルギーや食品添加物等食品表示法に基づく適正表示の徹底を図るため、食品関係事業者等に情報提供を行うとともに、各種食品製造施設、弁当調製施設等を中心に監視指導を行った。
- 6 区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換(リスクコミュニケーション)事業として、令和3年度食品衛生監視指導計画案についてホームページ等で公表し、広く区民等の意見を募り、実施計画に反映させた。
- 7 区民からの苦情・相談への対応、食中毒の調査、衛生講習会を行った。
- 8 食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進するため、文京区食品衛生推進員設置要綱に基づき区民の食生活の安全確保に寄与する民間協力者12名を食品衛生推進員に委嘱し、食品衛生に関する普及啓発等の事業を行った。

#### 1 営業施設と監視指導

本区は、学校関係施設、大学病院、集団給食施設をはじめ約6,300の食品関係施設がある。

地域的特徴として、後楽地区には東京ドームを中心としたレジャー施設に関する食品関係施設があり、湯島地区に飲食街、本郷地区に修学旅行等の団体旅館がある。

令和3年度に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「旧法」とする)等に基づき、営業許可を取得した営業施設、また食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正後の食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「新法」とする)に基づき、営業許可を取得、または営業届出を提出した営業施設の合計件数は3,109件、総監視件数は3,389件であった。

## (1) 食品衛生関係施設数と監視指導件数

	施設数	許可・届出件数			廃業件数	監視指導 件数
		総数	新規	更新		
平成 29 年度	8,439	1,754	1,176	578	1,082	10,812
平成 30 年度	8,498	1,594	1,057	537	997	10,040
令和元年度	8,555	1,739	1,166	573	1,109	9,617
令和 2 年度	8,577	1,327	668	659	665	5,704
令和 3 年度	6,291	3,109	2,982	127	5,271	3,389
<b>旧法に基づく許可・届出業種</b>	3,947	300	173	127	4,806	1,536
(1)法に基づく許可業種	3,947	269	142	127	1,748	1,264
飲食店営業	3,059	206	112	94	629	934
旅館・ホテル	22	2	-	2	11	32
バー・キャバレー	44	1	-	1	16	13
一般飲食店	2,398	113	54	59	476	623
民生食堂	2	-	-	-	-	-
すし屋	64	2	-	2	14	30
そば屋	82	4	1	3	25	9
仕出し屋	31	1	-	1	4	17
弁当屋	116	2	1	1	23	73
そう菜屋	49	4	2	2	18	25
コンビニエンスストア等	5	-	-	-	1	-
移動	3	1	-	1	-	1
臨時	2	1	-	1	-	3
許可ある集団給食	174	53	51	2	21	84
自動車	22	2	2	-	2	4
自動販売機	45	20	1	19	18	20
喫茶店営業	246	9	5	4	78	23
店舗	54	4	4	-	11	16
自動販売機	190	5	1	4	67	7
自動車	2	-	-	-	-	-
菓子製造業	408	15	7	8	84	138
パン製造業	82	-	-	-	11	19
生菓子製造業	103	3	2	1	21	47
その他の菓子製造業	218	11	5	6	52	71
移動	-	-	-	-	-	-
臨時	2	1	-	1	-	1
自動車	3	-	-	-	-	-
あん類製造業	2	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業	42	4	2	2	18	18
乳類販売業	-	15	4	11	496	26
食肉処理業	14	-	-	-	-	5
食肉販売業	48	7	5	2	214	28
食肉製品製造業	3	-	-	-	-	6
魚介類販売業	45	9	5	4	207	61
魚肉ねり製品製造業	-	-	-	-	1	-
食品の冷凍・冷蔵業	13	-	-	-	-	2
氷雪販売業	-	-	-	-	5	-
みそ製造業	1	-	-	-	-	-
豆腐製造業	4	-	-	-	2	-
酒類製造業	1	-	-	-	-	-
乳製品製造業	2	-	-	-	-	3
めん類製造業	11	3	1	2	4	3
そう菜製造業	47	1	1	-	9	17
添加物製造業	1	-	-	-	1	-

		施設数	許可・届出件数			廃業件数	監視指導件数
			総数	新規	更新		
(2)	食品製造業取締条例に基づく許可業	-	4	4	-	672	60
	行商	-	-	-	-	8	-
	つけ物製造業	-	-	-	-	6	-
	製菓材料等製造業	-	-	-	-	1	-
	粉末食品製造業	-	-	-	-	2	-
	そう菜半製品等製造業	-	-	-	-	8	-
	調味料等製造業	-	3	3	-	21	2
	魚介類加工業	-	-	-	-	8	1
	食料品等販売業	-	4	4	-	618	57
(3)	届出集団給食	-	8	8	-	215	182
(4)	食品衛生法施行細則第16条に基づく届出業種等	-	19	19	-	2,171	30
	許可を要しない食品製造業	-	1	1	-	135	1
	許可を要しない食品販売業	-	18	18	-	1,911	29
	器具容器包装・おもちゃ	-	-	-	-	106	-
	添加物製造業・販売業	-	-	-	-	19	-
(5)	食品衛生法施行細則第17条に規定する営業(再掲)	6	-	-	-	-	-
	生食用食肉取扱施設	6	-	-	-	-	-
(6)	ふぐの取扱規制条例に規定する営業(再掲)	174	8	8	-	67	176
	ふぐ取扱所	55	2	2	-	26	105
	ふぐ加工製品取扱施設	119	6	6	-	41	71

		施設数	許可・届出件数			廃業件数	監視指導件数
			総数	新規	更新		
<b>新法に基づく許可・届出業種</b>		2,344	2,809	2,809	-	465	1,116
(1)	食品衛生法第55条に規定する営業	759	764	764	-	5	920
	飲食店営業	673	678	678	-	5	807
	一般飲食店	637	642	642	-	5	766
	集団給食	32	32	32	-	-	33
	自動車	2	2	2	-	-	5
	簡易	2	2	2	-	-	3
	移動	-	-	-	-	-	-
	臨時	-	-	-	-	-	-
	調理機能を有する自動販売機	1	1	1	-	-	2
	食肉販売業	5	5	5	-	-	9
	魚介類販売業	7	7	7	-	-	11
	食肉処理業	1	1	1	-	-	1
	菓子製造業	43	43	43	-	-	56
	アイスクリーム類製造業	2	2	2	-	-	2
	乳製品製造業	-	-	-	-	-	-
	食肉製品製造業	-	-	-	-	-	-
	水産製品製造業	3	3	3	-	-	6
	みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	-	-	-
	酒類製造業	1	1	1	-	-	1
	豆腐製造業	2	2	2	-	-	2
	麺類製造業	3	3	3	-	-	3
	そうざい製造業	14	14	14	-	-	16
	複合型そうざい製造業	-	-	-	-	-	-
	冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-
	複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	-	-
	漬物製造業	-	-	-	-	-	-
	密封包装食品製造業	1	1	1	-	-	1
	食品の小分け業	2	2	2	-	-	2
	添加物製造業	1	1	1	-	-	1

(2)	食品衛生法 57 条に規定する営業等	1,585	2,045	2,045		460	196
営業 届出	旧許可業種であった営業	623	1,016	1,016		393	34
	魚介類販売業（包装）	95	196	196		101	7
	食肉販売業（包装）	102	208	208		106	10
	乳類販売業	319	505	505		186	17
	氷雪販売業	5	5	5		-	-
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	102	102	102		-	-
	販売業	807	60	60		155	-
	弁当販売業	88	3	3		23	-
	野菜果物販売業	54	2	2		4	-
	米穀類販売業	13	1	1		-	-
	通信販売・訪問販売	1	-	-		-	-
	コンビニエンスストア	126	7	7		43	-
	百貨店、総合スーパー	41	-	-		26	-
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	71	-	-		-	-
	その他食料・飲料販売業	413	47	47		59	-
	製造・加工業	34	35	35		1	7
	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	-	-	-		-	-
	いわゆる健康食品の製造・加工業	3	3	3		-	1
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	11	11	11		-	4
	農産保存食料品製造・加工業	-	-	-		-	-
	調味料製造・加工業	10	10	10		-	1
	糖類製造・加工業	-	1	1		1	-
	精穀・製粉業	6	6	6		-	-
	製茶業	2	2	2		-	-
	海藻製造・加工業	-	-	-		-	-
	卵選別包装業	-	-	-		-	-
	その他食料品製造・加工業	2	2	2		-	1
上記以外のもの	121	122	122		1	-	
行商	8	8	8		-	-	
集団給食施設	112	113	113		1	-	
器具容器包装の製造・加工業（合成樹脂製に限る）	1	1	1		-	-	
露店、仮設店舗等における飲食の提供うち、営業とみなされないもの	-	-	-		-	-	
その他	-	-	-		-	-	
(3)	公衆衛生に与える影響が少ない営業	-	5	5		5	-
(4)	食品衛生法施行細則第17条に規定する営業等(再掲)	-	-	-		-	-
生食用食肉取扱施設	-	-	-		-	-	
(5)	東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業(再掲)	25	25	25		-	30
ふぐ取扱所	8	8	8		-	11	
ふぐ加工製品取扱施設	17	17	17		-	19	
(6)	学園祭（模擬店）・緑日・祭礼・イベント						505
(7)	町内会行事						26

(2) 食鳥処理事業許可施設数と監視指導件数

	食鳥処理場数	新規許可件数	廃業件数	監視指導件数
平成 29 年度	5	-	-	20
平成 30 年度	5	-	-	20
令和元年度	5	-	-	13
令和 2 年度	5	-	-	6
令和 3 年度	5	-	-	-

2 一斉取締り

団体宿泊、ふぐ、夏季、歳末等の一斉取締り、夜間一斉監視等

	計	夜間	ホテル・団体旅館	夏季対策	歳末	ふぐ取締り	生かき	食肉	学園祭・祭礼	学校給食	社会福祉等給食	大規模施設	イベント	違反品等流通食品(注)	緊急監視
平成 29 年度	4,540	239	10	1,159	748	167	100	95	765	39	291	135	784	8	-
平成 30 年度	4,372	127	22	1,235	695	284	92	63	958	39	276	136	437	8	-
令和元年度	4,278	179	27	1,203	697	287	96	56	835	39	291	142	410	16	-
令和 2 年度	2,223	99	28	836	579	278	85	94	72	31	38	77	-	6	-
令和 3 年度	1,287	6	34	477	320	66	21	38	30	31	86	119	55	4	-

注) 違反品：輸入唐辛子 1、輸入きぬさや 2、輸入みつば 1

3 食品衛生検査

食中毒事故等の危険度の高い食品及び業種を重点に食品衛生夏季対策をはじめ、各種の一斉収去検査及び現場検査を実施していたが、令和 3 年度について実施はなかった。

収去検査の結果、食品衛生法で定められた成分規格や東京都指導基準に適合しないものが発見された場合は、販売禁止等の行政処分や改善指導等の行政措置をとっている。

(1) 現場簡易検査

ア 細菌検査…スタンプスプレッド法その他により、食品・食器具・手指を検査対象とした。

	実施軒数	検査数						
		計	大腸菌群	大腸菌	ブドウ球菌	黄色ブドウ球菌	ビブリオ	腸炎ビブリオ
平成 29 年度	385	1,405	480	291	292	292	-	50
平成 30 年度	369	1,409	474	296	297	297	-	45
令和元年度	347	1,378	459	295	294	294	-	36
令和 2 年度								
令和 3 年度								

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2・3 年度の事業中止。

イ 化学検査・試薬・試験紙・ATP 拭き取り検査法

	実施軒数	検査数
平成 29 年度	179	740
平成 30 年度	265	741
令和元年度	185	829
令和 2 年度	74	314
令和 3 年度	127	604
食用油脂（酸価）	2	2
手指・器具類（ATP）	123	600
その他	2	2

(2) 収去品等の検査

ア 保健サービスセンター本郷支所実施分

	検査数			細菌検査検体数		化学検査検体数		表示検査 検体数
	検体数	0157等 <sup>(注)</sup>	項目数	良	不良	適	否	
平成 29 年度	452	220	5,318	262	18	79	-	93
平成 30 年度	368	215	4,713	204	21	68	-	75
令和元年度	278	208	4,577	195	14	69	-	76
令和 2 年度	125	114	2,459	100	14	34	-	45
令和 3 年度	138	86	2,103	91	15	32	-	38
弁当・調理パン	40	38	574	31	7	2	-	16
そう菜類	23	15	421	15	-	8	-	6
菓子及び材料	24	16	422	8	8	8	-	3
めん類	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類及び加工品	15	9	231	9	-	6	-	8
食肉類及び加工品	12	6	270	6	-	6	-	4
漬物	2	1	39	1	-	1	-	-
野菜類・果物及び加工品	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐	-	-	-	-	-	-	-	-
調味料・びん詰・かん詰	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の食品	2	1	26	1	-	1	-	1
輸入食品（再掲）	-	-	-	-	-	-	-	-
拭き取り	20	-	120	20	-	-	-	-

(注) 腸管出血性大腸菌 0157・026・0111・0103・0121・0145 の検査を実施したが、全ての検体で検出はなかった。

イ 東京都健康安全研究センター検査依頼分

	検査数		細菌検査検体数		化学検査検体数	
	検体数	項目数	良	不良	適	否
平成 29 年度	12	60	6	-	6	-
平成 30 年度	12	60	6	-	6	-
令和元年度	12	60	6	-	6	-
令和 2 年度						
令和 3 年度						
食肉						

※東京都健康安全研究センターの東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会対応のため、令和 2・3 年度の事業中止。

#### 4 食肉の検査

食肉類について細菌及び抗菌性物質の検査を東京都健康安全研究センターに依頼し、結果に基づく衛生指導を行っていたが、令和3年度について依頼検査の実施はなかった。

調査対象：食鳥処理業、食肉販売業

	検体数	細菌検査項目数	抗菌性物質項目数（簡易検査法）
平成29年度	12	54	6
平成30年度	12	54	6
令和元年度	12	54	6
令和2年度			
令和3年度			

※東京都健康安全研究センターの東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会対応のため、令和2・3年度の事業中止。

#### 5 食中毒関係調査

区民や病院等から食中毒の届出を受けると、直ちに患者、原因食品、原因施設等の調査を行い、その結果に基づき、被害の拡大を防止するための措置をとっている。

また、原因施設が区外にある時は、東京都を通じて施設の調査を依頼している。同様に東京都からの依頼に基づき、区民の健康状況や施設の調査を実施している。

##### (1) 文京区食中毒発生状況

	発生日	患者人数 / 摂食者人数	原因食品	病因物質	原因施設
令和3年度	3月22日	1 / 2	しめさば	アニサキス	飲食店

##### (2) 有症苦情、食中毒関連及び保菌者等の調査状況

調査の結果、食中毒と断定できない有症苦情、区外で発生した事件の関連調査、保菌者等関係調査及び感染症等調査の合計は80件、患者及び有症者等166人、施設調査65軒、医療機関等25施設であった。

	調査数	患者等人数 / 調査人数	施設調査数	医療機関等調査数
平成29年度	124	159 / 240	84	31
平成30年度	139	317 / 520	86	51
令和元年度	114	116 / 220	76	30
令和2年度	77	224 / 1065	54	26
令和3年度	80	166 / 342	65	25
有症苦情調査	46	61 / 82	31	13
食中毒等関連調査	16	8 / 19	8	3
保菌者関係調査(注)	6	6 / 7	13	1
感染症等調査	12	91 / 234	13	8

(注) 保菌者関係調査：散発の腸管出血性大腸菌0157、サルモネラ属菌の患者及び無症状病原体保菌者等に係る調査

##### (3) 原因究明検査等

	計	糞便	ふきとり	飲食物	吐物	血液	菌株	その他
平成29年度	304	115	82	28	2	-	16	61
平成30年度	842	450	153	154	-	-	80	5
令和元年度	167	90	48	17	2	-	9	1
令和2年度	209	110	56	38	2	1	2	-
令和3年度	35	13	5	11	2	-	-	4
細菌	19	7	3	5	1	-	-	3
ウイルス	14	6	2	5	1	-	-	-
その他	2	-	-	1	-	-	-	1

(注) これ以外に保菌者検索関係に係る検査が8件あった。

## 6 苦情処理

食品関係の苦情内容は、下表のとおり 150 件であった（有症苦情については別計上）。これらの苦情に対しては、速やかに調査を行い、適切な処置と解決に努めた。

	苦情内容											苦情品検査(項目数)									
	総数	食品							衛生管理		その他	総数	東京都健康安全 研究センター等			保健サービス センター本郷支所			保健所		
		異物混入	腐敗変敗	異味異臭	カビ	表示	変色	変質	施設	取扱			細菌	化学	その他	細菌	化学	その他	細菌	化学	その他
平成 29 年度	101	27	1	8	5	8	-	1	27	9	15	22	-	-	-	14	-	-	-	-	8
平成 30 年度	50	10	1	1	2	-	-	2	17	6	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
令和元年度	97	24	2	4	3	6	2	-	17	19	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
令和 2 年度	121	14	1	5	-	1	1	1	34	34	48	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
令和 3 年度	150	34	1	4	3	10	-	1	20	20	67	3	1	1	1	-	-	-	-	-	

※苦情分類は重複していることもあるため、各分類の合計数と苦情総数は必ずしも一致しないものとする。

## 7 食品衛生思想の普及啓発

食品等による事故発生の未然防止のため、食品関係事業者に対して最新情報や自主的衛生管理の手法について食品衛生実務講習会を実施した。区民に対してはイベント・講演会等を実施した。

また、食品衛生に関する情報の提供及び区民への緊急にお知らせする情報等について、「区報ぶんきょう」・区ホームページへの掲載や、ポスター掲示及び窓口配布等の方法で情報提供を行った。

### (1) 衛生講習会、文京お届け講座等

			合計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 29 年度	食品取扱 従事者	回数	38	2	3	3	7	4	6	5	3	1	-	1	3
		人数	1,537	49	59	268	484	237	84	138	41	60	-	75	42
	一般 消費者	回数	31(1)	4	2	2	4	1	8	4	1	-	-	4(1)	1
		人数	237	66	2	2	34	3	97	8	1	-	-	23	1
平成 30 年度	食品取扱 従事者	回数	45	5	2	7	7	2	3	7	2	6	1	2	1
		人数	1,448	29	45	390	562	64	42	129	2	50	13	109	13
	一般 消費者	回数	7(1)	-	-	1	1	1	-	-	-	1	-	2(1)	1
		人数	63	-	-	35	14	1	-	-	-	1	-	10	2
令和 元年度	食品取扱 従事者	回数	24	1	1	2	7	3	1	4	1	1	1	1	1
		人数	1,153	12	23	245	508	67	14	201	13	15	22	23	10
	一般 消費者	回数	26(1)	-	2	2	2	2	1	2(1)	1	-	2	12	-
		人数	229	-	2	2	21	16	18	17	2	-	58	93	-
令和 2 年度	食品取扱 従事者	回数	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
		人数	25	-	-	-	-	-	-	25	-	-	-	-	-
	一般 消費者	回数	11	-	1	1	2	1	2	1	1	-	-	1	1
		人数	32	-	2	2	8	2	14	1	1	-	-	1	1
令和 3 年度	食品取扱 従事者	回数	8	-	-	1	1	-	1	2	3	-	-	-	-
		人数	473	-	-	237	8	-	12	147	69	-	-	-	-
	一般 消費者	回数	6	-	-	1	1	-	1	2	-	-	-	1	-
		人数	7	-	-	1	1	-	1	3	-	-	-	1	-

(注) ( ) 内の数値は食品取扱従事者に対する講習会と合同で行った再掲載

### (2) イベントでの食品衛生コーナー等での普及啓発

実施月	内容	来場者・参加者等
8月	ハッピーベジタブルフェスタ	Web 開催

(3) 「区報ぶんきょう」への掲載月と記事内容及び区設掲示板等でのポスター掲示

実施月	「区報ぶんきょう」掲載内容	区設掲示板等でのポスター掲示
4月	監視指導計画の策定	
5月	文京区食品衛生推進員について、 法改正に伴う新しい営業許可と届出制度について	
6月		肉の食中毒予防
7月	肉の食中毒予防	
8月	夏の食中毒予防	夏の食中毒予防
9月		秋の食中毒予防
10月	秋の食中毒予防	秋の食中毒予防
12月	冬の食中毒予防	冬の食中毒予防
1月	監視指導計画の意見募集	
3月	春の食中毒予防（有毒植物）	春の食中毒予防

(4) 食の安全に関する相談

食品衛生関係業者、消費者に対して来所・電話等により食の安全に関する相談に応じている。

	処理の内容		合計
	電話処理	窓口処理	
平成29年度	8,404	5,623	14,027
平成30年度	9,848	6,018	15,866
令和元年度	8,837	6,179	15,016
令和2年度	10,148	6,592	16,740
令和3年度	9,371	5,294	14,665
営業許可	6,364	3,966	10,330
表示	958	173	1,131
規格・基準	168	107	275
食中毒	386	108	494
残留農薬	-	-	-
輸入食品	85	34	119
添加物	58	17	75
新規開発食品	31	3	34
食用可・不可に関する相談	-	-	-
マスコミ報道に関する相談	112	44	156
その他	1,209	842	2,051

(注)「その他」の主な内容：調理師、製菓衛生師、食品衛生責任者、衛生講習会、情報公開、行事開催、ふぐ認証関係、イベントでの食品取扱い、証明願、従事者検便及び食品の検査機関、食品衛生協会に関すること等

## 8 食品関係事業者による自主的な衛生管理の推進

(1) 食品衛生推進員活動

文京区食品衛生推進員設置要綱に基づき委嘱された12名の食品衛生推進員は、保健所の衛生講習会事業等への協力や自主管理の推進及び衛生知識の普及活動に努めている。

主な活動：食品衛生講習会受講 等

(2) 食品衛生推進員活動と文京食品衛生協会との共催事業

保健所は、社団法人東京都食品衛生協会の支部（文京食品衛生協会）と共催で各種事業を行っている。食品衛生協会の自治指導員等を通じて、自主的な衛生管理に関する情報及び技術

を食品関係事業者に提供した。

共催事業：自治指導員講習会 1 回、自主検便 496 検体、健康教室 1 回

## 9 不利益処分

食品衛生法に基づく「文京区食品衛生不利益処分取扱要綱」により、違反者に対し営業停止、販売禁止及び施設取扱改善命令等の不利益処分を行っている。

検疫所のモニタリング検査の結果、区内事業者が輸入したイタリア産うるち米から農薬（デルタメトリン及びトラロメトリン）が基準値を超えて検出され、食品衛生法第 13 条第 3 号違反となったが、当該事業者により輸入された全量が保管され市場流通がなされておらず、その後全量が廃棄されたことから回収命令及び廃棄命令等の不利益処分は行わなかった。

## 10 自主回収報告

東京都安全条例に基づく「自主回収報告制度」により、区内営業者からの自主回収報告を受理し、東京都に通知している。令和 3 年度は区内営業者からの自主回収報告制度に基づく報告が 1 件あった。また食品衛生法（新法）第 58 条第 1 項に基づく自主回収の報告が 2 件あった。また、法及び都条例の自主回収報告制度に基づかない報告が 4 件あった。

## 11 東京都經由事務

### (1) 調理師・製菓衛生師免許事務

調理師法、製菓衛生師法に基づき、東京都の委託を受けて、免許の申請受付經由事務を行っている。

	種別	計	交付	再交付	名簿訂正	訂正書換え	登録削除
平成 29 年度	調 理 師	52	41	5	3	3	-
	製菓衛生師	2	2	-	-	-	-
平成 30 年度	調 理 師	45	23	11	6	5	-
	製菓衛生師	4	4	-	-	-	-
令和 元年度	調 理 師	34	25	8	1	-	-
	製菓衛生師	2	2	-	-	-	-
令和 2 年度	調 理 師	45	32	10	1	2	-
	製菓衛生師	5	5	-	-	-	-
令和 3 年度	調 理 師	41	33	6	-	2	-
	製菓衛生師	6	5	-	-	1	-

### (2) ふぐ取扱所認証書交付事務

東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、ふぐ取扱施設が認証を受けるための認証書交付申請受付經由事務を行っている。

		計	交付	返納	書換・再交付	承継
ふぐ 取扱所	平成 29 年度	13	8	5	-	-
	平成 30 年度	13	3	9	1	-
	令和元年度	16	8	8	-	-
	令和 2 年度	3	1	2	-	-
	令和 3 年度	11	3	7	1	-

## 12 食品の安全確保

食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食に対する安全・安心を確保するため、平成16年度から実施している食品の安全対策事業について、新たな検査に対応した安全確保へと事業を拡大して実施するとともに、情報提供に努めた。

### (1) 流通食品の検査

#### ● 流通食品のアレルギー特定原材料検査

流通食品についてアレルギー特定原材料検査を実施し、結果に基づく衛生指導を行っていたが、令和3年度について依頼検査の実施はなかった。

	検体数	項目数						
		計	小麦	卵	乳	そば	落花生	えび・かに
平成29年度	14	40(1)	9(1)	10	6	3	5	7
平成30年度	21	40	10	6	4	5	8	7
令和元年度	15	35	4	9	1	7	7	7
令和2年度	18	60	17	13	14	3	6	7
令和3年度								

(注) ( ) 内の数値は確認検査を実施した項目数

※令和3年度食の安全確保事業については、二枚貝類のウイルス類の検査に関する検査項目の追加など事業内容を一部変更して実施したため、流通食品のアレルギー特定原材料検査は実施しなかった。令和4年度以降の事業内容については、改めて状況に合わせて実施する。

#### ● 二枚貝類のウイルスの検査

- ① 実施期間：令和3年11月25日、令和3年12月13日、令和4年1月12日、令和4年1月24日の計4回実施した。
- ② 検査機関：一般財団法人東京顕微鏡院
- ③ 検査内容、対象品目、検体数及び検査項目：区内に流通する二枚貝類合計48検体について、ノロウイルス、A型肝炎ウイルス、サポウイルス、アストロウイルス及びリステリアの検査を実施した。
- ④ 実施結果：

下表のとおり、1検体（はまぐり）からアストロウイルスが検出された。

	検体数	ノロウイルス		A型肝炎ウイルス		サポウイルス		アストロウイルス		リステリア	
		陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性	陽性
平成29年度	31	26	5	31	-	30	1	31	-	-	-
平成30年度	32	27	5	32	-	32	-	30	2	-	-
令和元年度	32	32	-	32	-	32	-	32	-	-	-
令和2年度	18	18	-	18	-	18	-	18	-	-	-
令和3年度	48	36	-	36	-	36	-	35	1	12	-
かき(生食用、加熱用)	36	24	-	24	-	24	-	24	-	12	-
あさり	7	7	-	7	-	7	-	7	-	-	-
はまぐり	4	4	-	4	-	4	-	3	1	-	-
ホンビノス	1	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-

## 第4 環境衛生

より安全で快適な生活環境の確保を目指し、様々な施設を対象に以下の事業を実施している。

- 1 理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館業、公衆浴場、墓地等の法律に基づく業種及びプールの許可事務を行うとともに、これらの施設の衛生状態を確保するため現場における監視指導のほか、経営者自らが衛生的維持管理の向上に取り組む自主管理推進事業を実施している。
- 2 公衆浴場、旅館業施設、介護保険施設等の入浴施設等でのレジオネラ症発生防止を目的に、衛生監視指導、水質検査などを実施している。
- 3 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（通称：建築物衛生法）に基づく特定建築物のうち、その延べ床面積が 10,000 m<sup>2</sup>以下のものについての立ち入り検査等の監視指導を行っている。
- 4 水道法に定める「専用水道」（101人以上の居住者に給水する大規模な施設、又は飲用、炊事、洗面等生活の用に供する水を1日最大20 m<sup>3</sup>以上給水する施設）及び「簡易専用水道」（受水槽の有効容量が10 m<sup>3</sup>を超えるもの）の設置に対して必要に応じた指導を行うとともに、受水槽容量10 m<sup>3</sup>以下のいわゆる「小規模貯水槽水道」に対しても、「文京区小規模貯水槽水道衛生管理指導要綱」（平成16年8月改正）を定め、現場指導により自主管理の徹底を図っている。
- 5 いわゆるコインランドリー施設及びコインシャワー施設の衛生状態を確保するため、「文京区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱」（昭和59年5月施行）、「文京区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱」（平成元年4月施行）を定め、適時現場における衛生管理の指導を行っている。
- 6 「文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例」（平成30年6月施行）（「文京区旅館業の営業許可等に関する指導要綱」（昭和60年4月施行、平成30年6月廃止））及び「文京区旅館業の営業の適正化に関する指導要綱」（平成5年8月施行）を定め、青少年の健全育成と区民の良好な生活環境の確保を図っている。
- 7 「文京区宅地開発並びに中高層建築物の建設に関する要綱」に基づき建築確認申請時に給水施設とごみ保管施設の図面指導をした上、竣工時に完了確認検査を実施している。
- 8 住まいの生活様式の変化や新築・リフォームに起因する種々の化学物質の問題について、衛生環境を確保するための調査及び助言・指導を行っている。
- 9 平成26年に都内でデング熱の国内感染が発生したことから、町会が蚊の発生源対策事業を行う際には昆虫成長抑制剤の提供を行っている。
- 10 「化製場等に関する法律」に基づき、化製場や畜舎などの許可事務を行うとともに、これらの施設の衛生状態を確保するため現場における監視指導を行っている。

## 1 環境衛生関係施設と監視指導

環境衛生関係施設の総数は5,370施設であり、この中には多数の人が利用する東京ドーム、遊園地等の娯楽施設、修学旅行生等を対象とする団体宿泊旅館がある。近年、大規模なホテル営業施設が増え、また、温泉利用施設も新設されるなど文京区民以外の利用者が増加している。

環境衛生監視員が、これらの施設に随時立入り検査等を実施し、衛生環境の確保に努めている。

環境衛生関係施設数及び監視指導件数

				対象施設数	監視指導件数	許可確認届	廃止数
平成29年度				1,755	292	53	58
平成30年度				1,767	248	48	36
令和元年度				1,767	235	41	41
令和2年度				5,457	180	62	121
令和3年度				5,370	233	44	131
理容所				112	24	3	6
美容所				333	40	20	6
クリーニング所				232	18	3	5
興行場	常設			17	17	-	-
	仮設			1	2	2	2
旅館業	旅館・ホテル <sup>注1)</sup>			43	38	1	1
	(団体旅館)			(5)	(7)	-	-
	簡易宿所			6	11	-	1
	下宿			-	-	-	-
公衆浴場	普通			5	8	-	-
	その他の公衆浴場	個室		1	3	-	-
		個室以外	サウナ	7	7	-	-
			スポーツ施設等	6	4	-	-
温泉利用施設				3	2	-	-
プール	許可			26	8	-	-
	届出			55	-	-	1
墓地	墓地			109	3	-	-
	納骨堂			18	-	-	-
コインオペレーションクリーニング営業施設				58	17	2	4
コインシャワー営業施設				4	-	-	-
水道施設	専用水道			9	9	-	-
	簡易専用水道			573	9	4	10
	小規模貯水槽水道 <sup>注2)</sup>			3,587	-	9	95
特定建築物 <sup>注3)</sup>				156	13	-	-
化製場(畜舎等) <sup>注2)</sup>				9	-	-	-

注1) 平成30年6月より旅館営業とホテル営業は、旅館・ホテル営業に統一された。

注2) 令和2年度より表内に小規模貯水槽水道と化製場(畜舎等)を加えた。

注3) 延べ床面積10,000m<sup>2</sup>未満のみ計上

## 2 一斉取締り

夜間、夏期等に一斉取締り監視、指導を実施し、施設の衛生確保に努めている。

	計(件)	興行場	普通公衆浴場	その他の公衆浴場			プール	団体宿泊旅館
				個室	個室以外			
					サウナ	スポーツ施設等		
平成29年度	130	17	7	4	8	7	77(50)	10
平成30年度	134	17	7	4	9	8	79(51)	10
令和元年度	136	16	6	5	11	7	81(56)	10
令和2年度	48	14	5	2	-	1	21(15)	5
令和3年度	61	15	5	3	5	4	22(15)	7

(注) ( )は、管理状況報告書提出施設

## 3 営業施設の理化学及び細菌学的検査

監視業務は視覚的監視指導のほか積極的に科学的検査を取り入れ、行政の高度化、科学化に努めている。

### (1) 興行場の空気検査

	検査施設数(延)	検査時期	不適施設数	備考
平成29年度	17	夏季	1	不適項目：炭酸ガス
平成30年度	17	夏季	-	
令和元年度	15	夏季	-	
令和2年度	14	夏季	-	
令和3年度	15	秋季	-	

(注) 基準：炭酸ガス濃度0.15%以下、浮遊粉じんの量0.2mg/m<sup>3</sup>以下、落下細菌数30個以下

### (2) 公衆浴場の浴槽水等の検査

	区分	検査施設数(延)	検査時期	不適施設数	備考	
平成29年度	普通	7	夏季・冬季	4	不適項目：レジオネラ属菌、遊離残留塩素、大腸菌群数	
	その他の公衆浴場	サウナ	8	夏季・冬季		1
		スポーツ施設等	7	夏季・冬季		1
平成30年度	普通	7	夏季・冬季	6	不適項目：レジオネラ属菌、遊離残留塩素、大腸菌群数	
	その他の公衆浴場	サウナ	9	夏季・冬季		3
		スポーツ施設等	8	夏季・冬季		-
令和元年度	普通	6	夏季・冬季	3	不適項目：レジオネラ属菌、遊離残留塩素	
	その他の公衆浴場	サウナ	11	夏季・冬季		3
		スポーツ施設等	7	夏季・冬季		-
令和2年度	普通	5	冬季	3	不適項目：レジオネラ属菌、遊離残留塩素、大腸菌群数	
	その他の公衆浴場	サウナ	-	-		-
		スポーツ施設等	1	冬季		-
令和3年度	普通	5	秋季	5	不適項目：レジオネラ属菌、遊離残留塩素、KMnO <sub>4</sub> 消費量	
	その他の公衆浴場	サウナ	5	夏期・秋季		2
		スポーツ施設等	4	夏期・秋季		-

(注) 基準：濁度5度以下、レジオネラ属菌は検出されないこと、KMnO<sub>4</sub>(過マンガン酸カリウム)消費量25mg/l以下、大腸菌群数試料1ml中1個以下、遊離残留塩素0.4mg/l以上 平成26年度より基準に遊離残留塩素を加えて計上している。

### (3) プール水の検査

	区分	検査施設数	検査時期	不適施設数	備考
平成29年度	許可	10	夏季	3	不適項目 許可：レジオネラ属菌、一般細菌、KMnO <sub>4</sub> 消費量 届出：遊離残留塩素、一般細菌
	届出	18	夏季	1	
平成30年度	許可	9	夏季	4	不適項目 許可：遊離残留塩素、pH、レジオネラ属菌 届出：遊離残留塩素
	届出	19	夏季	4	
令和元年度	許可	8	夏季	1	不適項目 許可：遊離残留塩素、pH、レジオネラ属菌 届出：遊離残留塩素、大腸菌
	届出	17	夏季	1	
令和2年度	許可	6	夏季	1	不適項目 許可：遊離残留塩素
	届出	-	-	-	
令和3年度	許可	7	夏季	1	不適項目 許可：レジオネラ属菌
	届出	-	-	-	

(注) 基準：pH5.8～8.6、濁度2度を超えないこと、KMnO<sub>4</sub>(過マンガン酸カリウム)消費量12mg/l以下、遊離残留塩素0.4mg/l以上、大腸菌試料100ml中に検出されないこと、一般細菌試料1ml中200CFUを超えないこと、レジオネラ属菌100ml中に検出されないこと。

#### 4 団体宿泊旅館監視

春・秋の修学旅行生が宿泊する団体旅館等の一斉監視を実施している。

	施設数(延)	検査時期	備考
平成29年度	10	春季・秋季	施設内外の衛生管理状況(定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等)
平成30年度	10	春季・秋季	施設内外の衛生管理状況(定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等)
令和元年度	10	春季・秋季	施設内外の衛生管理状況(定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等)
令和2年度	5	秋季	施設内外の衛生管理状況(定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等)
令和3年度	7	春季・秋季	施設内外の衛生管理状況(定員の保持 換気状況 浴室・寝具類衛生確保等)

#### 5 自主管理点検

自主点検記録票に基づく巡回指導等により施設の衛生的維持管理や器材の消毒等取扱いについて自主管理を推進している。

自主管理点検施設

	対象施設数	実施施設数
平成29年度	316	290
平成30年度	296	267
令和元年度	288	255
令和2年度	270	218
令和3年度	254	218

#### 6 特定建築物の検査指導

建築物衛生法に基づく特定建築物とは、興行場、事務所、学校、旅館等多数の人が使用する建物であって、その延べ床面積が3,000㎡以上のものをいう。これらの建築確認申請時に、設計図面等により設備の審査指導を行っている。また、5,000㎡以下並びに、平成12年度より東京都から移管された5,000㎡を超えて10,000㎡以下の建物について立入り、維持管理状況をチェックし衛生的環境の確保に努めている。

なお、延べ床面積が10,000㎡を超える施設については、東京都のビル衛生検査班が指導を行っている。

##### (1) 立入検査施設数と建築確認申請時指導数

	施設数			立入検査施設数	建築確認申請時指導数	
	合計	3,000～10,000㎡	10,000㎡超		10,000㎡以下	10,000㎡超
平成29年度	254	156	98	30	3	1
平成30年度	254	156	98	28	1	2
令和元年度	253	155	98	30	-	-
令和2年度	255	156	99	16	1	1
令和3年度	256	156	100	13	3	-
用途	興行場	3	1	2	-	-
	集会場	7	5	2	-	-
	図書館	1	-	1	-	-
	事務所	144	114	30	11	3
	学校	83	29	54	2	-
	旅館	10	6	4	-	-
	遊技場	4	-	4	-	-
	店舗	4	1	3	-	-

(2) 帳簿書類の整備・設備の維持管理状況指摘件数

	立入検査	指摘施設	帳簿書類	空調管理	給水管理	排水管理	清掃等	ネズミ・昆虫等防除
平成 29 年度	30	25	17	1	8	1	1	5
平成 30 年度	28	23	18	10	7	-	3	6
令和元年度	30	24	18	1	4	1	1	9
令和 2 年度	16	10	9	1	7	-	2	3
令和 3 年度	13	7	1	-	3	-	-	-

7 受水槽等の給水施設の調査指導

(1) 簡易専用水道施設数・受検数及び立入検査数

簡易専用水道については、昭和 54 年 6 月以降指定検査機関による検査、平成 16 年 4 月からは登録検査機関による検査が義務づけられ、保健所は検査機関から通報のあった施設等について立入検査を行っている。

	受水槽容量 (m <sup>3</sup> )	簡易専用水道			検査機関の検査		保健所指導施設数	
		総数	受検対象施設	受検対象外施設数※	受検施設数	受検率 (%)	通報施設	その他
平成 29 年度	10.1~20	287	219	68	152	69	-	-
	20.1~	303	192	111	151	79	-	-
平成 30 年度	10.1~20	284	214	70	167	78	-	-
	20.1~	301	188	113	161	86	-	-
令和元年度	10.1~20	281	211	70	147	70	-	-
	20.1~	300	187	113	151	81	-	-
令和 2 年度	10.1~20	281	210	71	148	70	-	-
	20.1~	298	187	111	153	82	-	-
令和 3 年度	10.1~20	279	207	72	152	73	-	-
	20.1~	294	183	111	153	84	-	-

(注) ※建築物衛生法に基づく特定建築物に設置されている簡易専用水道

(2) 小規模貯水槽水道の実態調査並びに立入調査施設数

小規模貯水槽水道については、昭和 51 年度から令和 3 年度まで、延べ 7,079 施設の実態調査を行った。

なお、平成 16 年度から東京都水道局が、東京都給水条例に基づき、貯水槽水道に対する管理状況調査を行っている。

	受水槽容量	施設数	延実態調査数 (昭和 51 年度~令和 3 年度)	立入調査施設数
平成 29 年度	10m <sup>3</sup> 以下	3,893	7,063	8
平成 30 年度	10m <sup>3</sup> 以下	3,801	7,072	9
令和元年度	10m <sup>3</sup> 以下	3,740	7,079	7
令和 2 年度	10m <sup>3</sup> 以下	3,673	7,079	-
令和 3 年度	10m <sup>3</sup> 以下	3,587	7,079	-

(3) 専用水道施設数及び立入指導数

専用水道に対しては、水道法に基づき定期的に管理状況の報告を求めるとともに、随時立入指導を実施した。令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止した。

	施設数	立入指導数
平成 29 年度	10	11
平成 30 年度	10	10
令和元年度	9	9
令和 2 年度	9	-
令和 3 年度	9	9

(4) 冠水受水槽への対応

集中豪雨により受水槽への汚染事故が発生した場合は、現場調査を行い飲料水の安全確保に万全を期している。令和3年度は集中豪雨による受水槽への被害はなかった。

## 8 建築指導要綱に基づく調査指導

一定規模以上の宅地開発並びに中高層建築物等の建築業者に対して給水施設・ごみ保管施設及び雨水利用施設について、設計段階での指導と、竣工時における完了確認調査を行っている。

	受付施設数	完了確認指導数
平成29年度	45	43
平成30年度	55	40
令和元年度	34	38
令和2年度	34	32
令和3年度	39	31

## 9 旅館業に関する指導

(1) 旅館業の営業許可等に関する指導要綱<sup>注)</sup>に基づく指導

旅館業の新設又は構造設備等の変更をする場合、要綱に基づき標識の設置及び関係住民への説明会の開催を指導している。

	指導施設数		
	新設	変更	その他
平成29年度	4	-	-
平成30年度	1	-	-

注) この要綱は、平成30年6月15日に廃止された。

(2) 旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例<sup>注)</sup>に基づく指導

旅館業を新設する場合、条例に基づき標識の設置、関係住民への説明会の開催及び意見申出制度による計画の調整を指導している。

	指導施設数
	新設
平成30年度	6
令和元年度	10
令和2年度	1
令和3年度	1

注) 本条例は、平成30年6月15日より施行された。

## 10 プール水の水質検査

プール設置者には、維持管理の一環としてプール水の水質検査が義務づけられている。このため、保健所ではこれらの水質検査に必要な指導を行っている。

	検査件数	適合	不適
平成29年度	20	20	-
平成30年度	12	12	-
令和元年度	8	8	-
令和2年度	2	2	-
令和3年度	2	2	-

## 11 室内環境調査

区民が健康で快適な居住環境を確保するために、状況により希望する家庭の室内環境調査を実施し、改善等必要な助言・指導を行っている。

また、室内環境調査に関係して、保健サービスセンターで行われているアレルギー相談事業に加わり、ぜんそく、アレルギー等の子どもを持つ家庭のダニ、カビ、ハウスダスト等室内環境の個別相談に応じている。令和3年度のアレルギー相談事業は、20回行った。

	調査指導施設数	調査指導の内訳（調査ポイント数）					
		温度	湿度	ダニ	畳の水分量	ホルムアルデヒド	その他
平成29年度	4	-	-	1	-	11	7
平成30年度	8	-	-	12	-	12	-
令和元年度	2	-	-	2	-	2	5
令和2年度	5	-	-	2	-	4	7
令和3年度	1	1	1	1	-	1	7

## 12 相談・苦情処理

環境衛生に関する区民等からの相談・苦情に対して調査が必要な場合は、速やかに現場へと赴き、適切な指導を行っている。

(件数)

	飲料水	空気環境	その他
平成29年度	3	2	44
平成30年度	1	3	16
令和元年度	1	2	19
令和2年度	1	5	11
令和3年度	1	1	30

## 13 免許申請

(件数)

	クリーニング師
平成29年度	2
平成30年度	1
令和元年度	2
令和2年度	2
令和3年度	2

(注) 平成10年4月から理・美容師免許は、(財)理容師美容師試験研修センターで申請受付をしている。

## 14 衛生講習

衛生講習会等の実施状況

2ブロック建築物衛生管理講習会、簡易専用水道設置者講習会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合形式を中止し、対象施設に資料配布し書面開催による衛生講習会を実施した。

## 15 優良施設表彰

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止した。

## 16 入浴施設等のレジオネラ症発生防止対策について

令和3年度は公衆浴場、旅館業施設等の入浴施設等でのレジオネラ症発生防止を目的とした事業として、衛生監視指導の実施、レジオネラ属菌水質検査の実施を行った。介護保険施設の衛生監視指導の実施、レジオネラ属菌水質検査の実施は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を中止した。

### (1) 衛生監視指導の実施

	普通公衆浴場	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	旅館業施設	介護保険施設等	プール	計
平成29年度	9	15	37	32	31	124
平成30年度	7	17	29	33	28	114
令和元年度	7	18	36	37	25	123
令和2年度	5	1	42		6	54
令和3年度	5	9	39		7	60

### (2) レジオネラ属菌水質検査結果

	施設等	検査施設数	検出施設数
平成29年度	普通公衆浴場	7	1
	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	9	-
	旅館業施設	7	1
	介護保険施設等	16	-
	プール	6	2
平成30年度	普通公衆浴場	7	3
	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	9	1
	旅館業施設	8	1
	介護保険施設等	17	-
	プール	6	2
令和元年度	普通公衆浴場	6	1
	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	10	-
	旅館業施設	8	1
	介護保険施設等	17	-
	プール	5	1
令和2年度	普通公衆浴場	5	1
	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	1	-
	旅館業施設	6	1
	介護保険施設等		
	プール	6	-
令和3年度	普通公衆浴場	5	1
	その他の公衆浴場 (サウナ、スポーツ施設等)	9	1
	旅館業施設	6	1
	介護保険施設等		
	プール	7	1

### (3) 普通公衆浴場調節箱の自動塩素注入装置の効果調査

平成24年度に区が助成して設置された普通公衆浴場調節箱の自動塩素注入装置について、遊離残留塩素濃度が適切に維持されているかを測定調査した。

## 第5 動物衛生

狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、区内の動物（ペット）に関する業務を行うことで、区民の生活環境保持及び動物との共生社会実現の支援を行っている。

また、当区独自の事業として、昭和55年度より、動物の飼養指導員・犬猫の正しい飼い方普及員制度を設け、動物の正しい飼い方等に関する普及啓発活動に努めるほか、平成3年度からは、飼い主のいない猫対策として飼い主のいない猫の去勢・不妊手術事業を行っている。

### 1 犬の登録と狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づき、犬の登録及び狂犬病予防注射（毎年定期実施）事務を行っている。

	登録頭数	狂犬病予防注射頭数	死亡・変更届出件数
平成29年度	5,876 (615)	4,354	611
平成30年度	5,984 (663)	4,321	517
令和元年度	5,993 (624)	4,352	611
令和2年度	6,210 (896)	4,475	592
令和3年度	6,324 (806)	4,686	631

※（ ）の数字は、鑑札交付数を内数で示す。なお、交換及び再交付数を含む。

### 2 こう傷犬

東京都動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、こう傷事故発生時の届出事務を行っている。

	こう傷犬 総数	内訳					こう傷犬の けい留の有無		こう傷 被害者数	指導・注意 措置命令件数
		登録犬		未登録犬		不明犬	有	無		
		注射犬	未注射犬	注射犬	未注射犬					
平成29年度	1	1	-	-	-	-	1	-	1	-
平成30年度	6	5	-	-	1	-	4	2	6	-
令和元年度	2	2	-	-	-	-	2	-	2	-
令和2年度	7	4	3	-	-	-	6	1	7	-
令和3年度	8	4	4	-	-	-	7	1	8	-

### 3 苦情受理

区民からの連絡を受け、個別に対応を行っている。

	総計	犬						猫					その他動物
		計	野犬・放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	計	汚物・汚水	悪臭	鳴き声	その他	
平成29年度	161	92	-	83	-	8	1	69	59	-	-	10	-
平成30年度	202	76	1	52	-	7	16	126	38	1	1	86	-
令和元年度	150	92	-	71	1	9	11	56	21	3	1	31	2
令和2年度	165	127	1	98	-	14	14	37	23	1	-	13	1
令和3年度	144	111	-	87	-	15	9	32	24	-	-	8	1

### 4 失そう犬及び迷い犬

区民からの問い合わせ又は報告を受け、個別に対応を行っている。

	総計	失そう犬	迷い犬
平成29年度	7	4	3
平成30年度	3	3	-
令和元年度	1	1	-
令和2年度	5	5	-
令和3年度	7	6	1

## 5 犬の捕獲・収容、犬猫の引取り及び負傷動物の収容（東京都事業）

東京都動物愛護相談センターが、狂犬病予防法、動物愛護管理法及び動物愛護管理条例に基づき、危害防止及び動物愛護の観点から、犬の捕獲・収容、犬猫の引取り及び負傷動物の収容を行っている。

区分	取扱頭数	引取頭数				犬の 捕獲・収容	負傷動物		
		犬		猫			犬	猫	その他
		所有者から	拾得者から	所有者から	拾得者から				
総数	1	-	-	-	-	-	1	-	
生後 91 日以上	1	-	-	-	-	-	1	-	
生後 91 日未満	-	-	-	-	-	-	-	-	

※令和 3 年度版 東京都動物愛護相談センター事業概要より抜粋（令和 2 年度実績）

## 6 動物の愛護啓発及び被害防止対策

動物愛護の思想普及と区民の快適な生活環境を保持するため、犬・猫等による生活環境の汚染及び被害防止のための看板、リーフレット及びポスターの配布、区設掲示板へのポスターの掲示並びに飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費用の一部助成による猫の繁殖抑制等の事業を行っている。

また、例年、文京シビックセンター 1 階ギャラリー展示室において、6 月に「動物との共生を考える展示会〈飼い主のいない猫～地域とまちづくり～〉」を、9 月に「動物愛護週間イベント」を開催し、動物愛護に関する啓発を行っている。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 3 年度の事業中止

## 7 動物の飼養指導員・犬猫の正しい飼い方普及員

区内の動物の飼養管理の適正化を図るため、相談を受け助言指導を行う「動物の飼養指導員」14 名及び犬猫の正しい飼い方を普及啓発する「犬猫の正しい飼い方普及員」28 名を委嘱し、指導・相談事業を行った。

## 8 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術

飼い主のいない猫の増加を防止するため、去勢・不妊手術費用の一部を助成している。

また、犬猫の正しい飼い方普及員及び文京区動物との共生社会支援事業飼い主のいない猫協力員による協力のもと、公益社団法人東京都獣医師会文京支部に去勢・不妊手術を委託し、実施している。

	助成事業		委託事業
	申込数	実施数	実施数
平成 29 年度	487	300	37
平成 30 年度	496	268	36
令和元年度	324	127	8
令和 2 年度	202	70	31
令和 3 年度	203	59	31

## 9 そ族害虫の駆除

### (1) ネズミ対策

#### ア 窓口相談

	相談総数	配布数	殺そ剤等の種類及び数量（個）	
			ジフェチアロール （ブロックタイプ）	粘着シート （捕獲式）
平成 29 年度	18	52	1	51
平成 30 年度	21	38	1	37
令和元年度	26	30	1	29
令和 2 年度	19	14	-	14
令和 3 年度	26	24	-	24

#### イ 月別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成 29 年度	8	9	3	7	6	17	12	9	39	4	2	3	119
平成 30 年度	9	3	10	8	3	4	11	10	22	10	3	9	102
令和元年度	8	6	11	10	11	8	11	13	11	9	2	4	104
令和 2 年度	3	3	21	8	5	9	12	7	9	3	7	3	90
令和 3 年度	8	6	6	18	4	7	22	30	24	16	15	13	169

### (2) カとハエ対策

感染症の予防を目的としたカ・ハエ等の衛生害虫の防除は、発生源対策に重点を置いて行っている。平成 27 年度より、蚊の幼虫対策として庁内各課及び町会へ昆虫成長抑制剤の提供を行う事業を開始し、令和 3 年度は、庁内 30, 320 錠と 87 町会へ 79, 000 錠を配布した。

各町会・自治会への動力噴霧器の貸し出しは平成 10 年度に廃止している。また、町会、自治会に対する殺虫剤の配布と墓地及び寺社境内の薬剤散布については平成 11 年度に廃止した。

### (3) 各種害虫対策

#### ア 害虫の駆除（業者分）

	実施期間	作業 日数	駆除実施 件数	駆除内容	使用薬剤	相談のみ
				スズメバチ類		
平成 29 年度	5 月 9 日～12 月 6 日	54	120	120	ピレスロイド系殺虫剤	—
平成 30 年度	5 月 8 日～12 月 1 日	54	56	56	ピレスロイド系殺虫剤	—
令和元年度	5 月 7 日～12 月 3 日	52	104	104	ピレスロイド系殺虫剤	—
令和 2 年度	5 月 8 日～12 月 11 日	51	68	68	ピレスロイド系殺虫剤	—
令和 3 年度	4 月 30 日～11 月 19 日	52	93	93	ピレスロイド系殺虫剤	—

#### イ 相談件数

	件 数	吸 血 昆 虫	刺 咬 昆 虫	ダ ニ 類	昆 細 菌 付 着	接 触 昆 虫	不 快 昆 虫	不 快 動 物	農 林 害 虫	害 食 品 衣 虫 類	木 材 害 虫	そ の 他
平成 29 年度	379	160	194	3	3	1	6	1	2	3	6	—
平成 30 年度	312	150	131	6	9	—	4	2	2	3	3	2
令和元年度	384	193	155	4	6	1	11	3	—	2	6	3
令和 2 年度	229	72	140	1	2	4	4	1	—	—	1	4
令和 3 年度	248	45	163	6	4	—	8	8	—	4	7	3